

「令和6年度イノベーション共創プラットフォーム事業運営等業務委託」
質問に対する回答書

No.	質問	回答
1	<p>「(1)イノベーション共創プラットフォーム(専用ホームページ)の構築・運営」</p> <p>ア ディレクトリ配下に置かなくても問題ないか。</p> <p>イ 再委託を前提としたシステム構築でよいか。</p>	<p>(ア)本市ホームページの配下へ置く必要の有無についてのご質問と理解しました。 その場合、問題ありません。</p> <p>(イ)委託業務は本来受注した事業者様に自ら履行いただくことを想定していますが、軽微なもの等、一定条件課では事前承認の上認めています。 その際、再委託業者様にも同様に情報セキュリティ対策が求められます。 なお、委託業務の全部または主たる部分や全体の履行に関する管理の部分は再委託ができませんので、その点ご注意ください。</p>
2	<p>「(1)イノベーション共創プラットフォーム(専用ホームページ)の構築・運営」「②その他留意点」</p> <p>ア「北九州市ホームページ作成ガイドライン」に該当するページは、「北九州市ホームページ ウェブアクセシビリティ方針」でよいか。</p> <p>イ「北九州市ホームページ ウェブアクセシビリティ方針」を参考にしたところ、北九州市 HP は、「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年度)」に基づき作成されている。「みんなの公共サイト運用ガイドライン」は 2024 年度版が発出されているが、こちらを参考に HP の構築を行うのでよいか。</p>	<p>(ア)「ウェブアクセシビリティ方針」の他、別途「北九州市ホームページ作成ガイドライン」がありますので、後程担当者様宛送付します。</p> <p>(イ)お見込みのとおり、本市ホームページは「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき作成しているため、同ガイドライン2024年度版もあわせて参考の上、HP の構築をお願いします。</p>
3	<p>仕様書p3「6 成果物」</p> <p>(1)共通</p> <p>ア いずれの様式も、実施の様子が分かる写真や実施後アンケート結果等を添付し、文字数は 500 字相当でA4様式1枚程度にまとめて提出する認識でよいか。</p> <p>(2)「(1)各事業等の実施報告書」</p> <p>ア “各事業等”とは、セミナーやワークショップの実施記録、システム構築での打合せ記録(アウトプット)という認識でよいか。</p> <p>(3)「(2)本業務で得られた成果」</p> <p>ア “本業務”とは、セミナーやワークショップの実施やシステム構築であり、それらの業務から得た成果(アウトカム)を示したものを納入する認識でよいか。</p>	<p>(1)様式等は問いませんが、お見込みの形で結構です。</p> <p>(2)お見込みのとおりです。</p> <p>(3)お見込みのとおりです。</p>

<p>4</p>	<p>仕様書の【P3 6項 成果物】の箇所で「(2)本業務で得られた成果一式」とあるが、ここで指す成果とはどのようなものを想定しているのかご提示頂けないでしょうか。</p> <p>例えば構築したイノベーション共創プラットフォームの全て(構築したシステムプログラム一式および権利)を納品する必要があるのでしょうか。もしそうであれば請負契約と同等にこの納品物に対する完成義務および納品義務を受託者が負う形となるのでしょうか。仮に本プラットフォームを通じた成果ということであれば、令和7年3月31日までに本プラットフォームを構築かつ運用(課題の登録者およびアイデアを出すスタートアップの本プラットフォームへの登録、課題の登録、課題とアイデアのマッチング、マッチングした後の進捗)まで求められるのでしょうか。</p>	<p>「本プラットフォームを通じた成果」を予定しています。</p> <p>どこまで求めるかについてですが、まずは令和7年3月31日までに専用ホームページの枠組み構築をしていただくことが必須となります。</p> <p>その後の課題登録やマッチング後の進捗等については、受託業者様決定後、構築スケジュールと照らして協議させていただきたいと考えています。</p>
<p>5</p>	<p>仕様書p3「7 納入場所」 (1)成果物は電子メールによるデータ納品でよいか。</p>	<p>問題ありません。</p>